

役員及び評議員の  
報酬等に関する規程

社会福祉法人四葉会

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人四葉会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

### (役員及び評議員の報酬等)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 評議員が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

### (出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程により費用を支給することができる。

### (適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

### (改廃)

第7条 本規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

### 附 則

この規程は、平成 26 年 2 月 7 日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成 29 年6月 20 日から施行する。

別表1

区 分	報 酬	交 通 費
理事会出席報酬等	1回 5,000円	1回 500円
評議員会出席報酬等	1回 5,000円	1回 500円

別表2

区 分	報 酬	交 通 費
理事業務報酬等	1回 5,000円	1回 500円
監事監査指導報酬等	1回 5,000円	1回 500円
評議員業務報酬等	1回 5,000円	1回 500円